

鎌ヶ谷市自治基本条例策定委員会第5回会議 会議録

| | |
|------|--|
| 日 時 | 平成18年1月31日(火) 18:35～21:10 |
| 場 所 | 総合福祉保健センター4階研修室 |
| 出席委員 | 芹澤会長、宮崎副会長、渋谷委員、下田委員、鈴木委員、 樋口委員、細井委員、三浦委員、本村委員、石田委員、篠崎委員、 奈良委員、堀部委員 |
| 欠席委員 | 小林委員 |
| 事務局 | 海老原市長公室次長(事)企画政策課長、 右京企画政策課主幹(事)企画政策係長、山崎企画政策課副主幹 杉山企画政策課主事、大田企画政策課主事補 |
| 記 録 | 杉山 |
| 資 料 | 別添のとおり |

会 議 内 容

1 開 会 海老原次長

2 あいさつ 芹澤会長

3 会議録署名人の選出 本村委員、石田委員が選出された。

4 議 題

(会長)

前回の会議では、ある程度の逐条審議を行いました。今回の会議では、要綱案に何が足りないか、削除するところは何か、を審議したい。

では、前回の続きで「第8 行政機関の責務」から始めたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

要綱案に基づき、説明。

(会長)

何か足りないものなどありますか。

(L委員)

行政機関と職員とを一緒に規定すべきか分けて規定すべきか迷うところですが、行政機関と職員とを分けて規定する場合には、要綱案に記載されたとおりでいいと思います。次の「職員の責務」もワークショップ案と実質的な差はなく、要綱案記載のとおりでいいと思います。

(会長)

他にありますか。特に加えたほうがいいものなど。

(M委員)

「行政機関」という名称ですが、ワークショップなどでは「執行機関」という名称が使われていました。「行政機関」という名称にした意図は何ですか。

(事務局)

議会を含むか含まないか、ということが根底にあります。つまり、「執行機関」に議会を含むという考え方もありますので、議会を除いたものとして「行政機関」という表現とし、整理しました。

(M 委員)

議会が「執行する」というのは聞いたことがありません。

(事務局)

そういう学説もあるということです。

(A 委員)

ここでいう「行政機関」は、「市長以外の」ということではないでしょうか。市長は選挙で選ばれています。

(B 委員)

議員を除名する際には、議会を執行機関としてとらえるという考え方があります。

(K 委員)

「定義」でしっかり定義しているから、いいのではないのでしょうか。

(M 委員)

行政機関に市長を含まない、ということは皆さん理解できますか。私は理解できません。

(K 委員)

「定義」を見ると、そのようなことはないと思いますが。

(B 委員)

「機関」があって、そこを担うのが職員です。

(M 委員)

市長の責務とありますが、これは市長個人で負うものではないと思います。

(A 委員)

行政機関（アドミニストレーション）は、選挙で選ばれた市長の政策を中立的に執行するところです。

(M 委員)

わかりにくいとは思いますが、皆さんがいいと言うのならばこだわるものではありません。

(会長)

わかりやすさは、後で整理します。

(D 委員)

そうですね。「執行機関」と「行政機関」どちらがわかりやすいか判断すればいいと思います。

(K 委員)

「定義」をしっかりすればそれでいいのではないのでしょうか。

(会長)

では、次にいきたいと思います。「第9 職員の責務」です。事務局、説明お願いします。

(事務局)

要綱案に基づき、説明。

(A 委員)

ここでは、表現として「公僕」ということを表現してほしいと思います。「公僕」には、パブリック・サーヴァントの他にシビル・サーヴァントの意味があります。シビル・サーヴァントとは、市民にサービスするということです。これを、「公僕として」という表現で表わせないでしょうか。例えば、何故、自己研鑽に努めるかと言えば、市民のためです。

(D 委員)

某市では、「職員はその職責が市民の信託に由来し、市民全体の奉仕者であることを自覚し、法令・条例等及び任命権者の指示に従い、誠実・公正に職務を執行し、総意をもって自治の充実に努めないとならない」とうたっています。これは、いまおっしゃった内容を柔らかく表現していると思います。

(A 委員)

今、「信託」と言われましたが、職員は信託を受けてはいません。矛盾も含んだ表現ですね。平たく「公僕として」と入れたほうがいいでしょう。サービスの方向が市民を向いているということが必要です。

(M 委員)

「公僕」ということの趣旨はわかりますが、表現が古いと思います。憲法第15条第2項の「全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではない」という表現でどうでしょうか。

(A 委員)

憲法は、日本国中全部の公務員のことを言っています。国家公務員も地方公務員も。この精神を鎌ヶ谷市としてどう表現するかということです。「公僕」は古いでしょうか。

(K 委員)

昔からの言葉ですが、わかりやすく、いいと思います。

(A 委員)

何のために公正かつ誠実なのか、を示しておくべきだと思います。

(L 委員)

公僕が駄目だということならば、「市民に対する奉仕者として」という表現でいかがでしょうか。

(A 委員)

その表現でもいいと思います。「公僕」と「市民に対する奉仕者」とどちらがいいでしょうか。

(I 委員)

「公僕」という表現にはあまり抵抗はありません。自治基本条例でうたわれる考え方を「公僕」という言葉でとらえられるのではないのでしょうか。

(M 委員)

「僕」には召使いという匂いが感じられます。下僕などという言い方もありますし。「市民に対する奉仕者」がいいのではないのでしょうか。

(A 委員)

「下僕」は中世ヨーロッパでは専制君主も使った言葉です。この時の使用は

まやかしですが。「下僕」と「奴隸」は違います。サーヴァントは奉仕者ということですから。確かに「公僕」よりも「奉仕者」のほうが当たりがいいような気はします。どちらかの表現が入ればいいでしょう。

(B 委員)

今の趣旨をうたうのであれば、「自己研鑽に努める」ということと無理に一文にしなくてもいいのではないのでしょうか。「公僕」と分けて規定したほうがいいと思います。

(M 委員)

自己研鑽だけで一文というのも大げさだとは思いますが。

(A 委員)

「職員は、市民の奉仕者として公正かつ誠実にその職務を遂行しなければならない」と「職員は自己研鑽に努める」の二文でどうでしょうか。

(B 委員)

地方公務員法には、研修権がうたわれています。自治基本条例に、責務として規定することになれば画期的です。

(会長)

では、次にいきましょう。「第10 自治行政の基本原則」です。事務局から説明願います。

(事務局)

要綱案により、説明。

(会長)

ここで何かありますか。

(D 委員)

「保障」という表現が適切かどうか疑問があります。「自主的に参加することができる」などのほうがよい気がします。

(会長)

そういう表現にすれば、保障しようがしまいが、そういう権利があるということにはなりますね。他にはありますか。

(J 委員)

「協働の原則」の主語が「市民」となっています。協働の対象には団体も含めたほうがいいのではないのでしょうか。

(事務局)

特段の意図があつて「市民」としたわけではありません。「市民等」としても差し支えないと考えます。皆さんでご議論いただきたいと思います。

(K 委員)

現状の「定義」からすれば「市民等」がいいと思います。

(B 委員)

「保障されるものとする」としたから、「等」を含められなかったのではないのでしょうか。

(K 委員)

とはいえ、協働の対象はどちらかと言えば、団体ですよ。

(事務局)

市民といっても様々な方がいて、団体の中には様々な意図をもって組織されたものもあり、個人に限定したい、という議論もありました。

(M 委員)

「協働」について、今回、「協働戦略プラン（概要版）」の資料を配布させていただきました。協働の相手として個人を認めていないか、と言えば、認めていると読めます。この資料を見ますと、「など」の部分に個人が含まれるのです。また、「協働戦略プラン」の本文には、「その他地域課題に関わる市民」という記述があり、ここに個人も入ると思います。

(K 委員)

誰も、協働の対象に個人が含まれないとは言っていません。

(会長)

今、「協働戦略プラン」の議論をしているのではありません。

(D 委員)

「対象」は契約を念頭に置いた議論でした。一個人との契約は無理です。個人だって、意見を述べるのは大いに結構です。

(M 委員)

「協働戦略プラン（概要版）」に記載されている市民との協働事業は、別に団体としてやっている事業ばかりではありません。

(D 委員)

「集まり」として協働している事業ではないでしょうか。

(M 委員)

市民からすると、何で協働するのに、いちいちつまないといけないのか、それではやりにくい、となると思います。個人も認めてほしいです。

(D 委員)

当然のことですね。個人の集まりが一つの活動となりますから。

(K 委員)

原則の考えは、これでよいと思います。

(会長)

では、次にいきましょう。「第11 総合計画の策定」です。事務局から説明願います。

(事務局)

要綱案により、説明

(会長)

何かありますか。

(K 委員)

ここでいう「総合計画」とは何なのでしょう。ここで初めて出てくる言葉であり、定義が必要ではないでしょうか。

(B 委員)

地方自治法に規定されている総合計画でしょう。

(K 委員)

そうであれば、「地方自治法に定める」などとしたほうが良いと思います。

(B 委員)

確かに、地方自治法上の総合計画か、「総合的な」計画かはわかりにくいですね。

(事務局)

行政的には、「総合計画」は市に一つしかありません。現在記載されているものは、地方自治法第2条に規定されている総合計画です。わかりにくいようであれば、修飾語をつける必要はあるかと思います。

(B 委員)

実務的には、「各行政分野の計画を策定する際には、総合計画に即して策定しなければならない」のほうが大変かもしれません。しかし、これはとても重要なことです。

(M 委員)

今まで総合計画の策定にあたっては市民参加してこなかったのですか。今まで通りではないのですか。

(事務局)

市民参加により策定しております。

(K 委員)

それを明文化することは意味があると思います。

(M 委員)

具体的には、アンケートですか。他には何かありますか。

(事務局)

パブリックコメントを定めましたので、これも活用しております。

(会長)

では、次にいきましょう。「第12 情報の公開・提供」です。

(事務局)

要綱案により、説明。

(会長)

既に情報公開条例があるところですね。何かありますか。

(M 委員)

「積極的に」公開してほしいです。

(A 委員)

積極的も消極的も公開することには変わりはないでしょう。

(M 委員)

気持ちの問題です。他市の広報などを見ると、鎌ヶ谷市の広報とは全然違います。審議会の報酬なども載せている市があります。そういったこともイチイチ言わなくても積極的に公開してほしいということです。気持ちとしては、「積極的」に公開してもらえば素直に情報を受け取れると思うのです。

(事務局)

本当に「積極的に」公開していいのでしょうか。不利益等を被る可能性もあるのではないのでしょうか。

(M 委員)

個人情報保護は別に定めればいいと思います。情報公開は積極的で。

(D 委員)

「公開し」でサラッと定めればいいと思いますが。

(J 委員)

「積極的に」とすると主観が入りますね。ここは、要綱案のままの表現でいいのではないのでしょうか。「信頼関係」を別項でうたっており、それとセットで考えればこの文言でいいと思います。

(会長)

では、次にいきましょう。「第13 まちづくり情報の普及」です。事務局からお願いします。

(事務局)

要綱案により、説明。

(C 委員)

「努める」だと主観が入る気がしますので、「設ける」で切ったほうがいいのではないのでしょうか。

(会長)

「設ける」で切ることはないと思います。次にいきましょう。「第14 個人情報保護」です。事務局、お願いします。

(事務局)

要綱案により、説明。

(会長)

何かありますか。

(E 委員)

文言に異存はありません。個人情報保護には弊害があります。例えば、民生委員は準公務員ですが、情報をもらえません。自治会の敬老会の名簿も自治会にはもらえません。せっかくボランティアでやろうとしている時に、できなくなります。このあたりも考慮してほしいです。

(A 委員)

この問題は、国全体でそうなっていますね。

(L 委員)

国でも、この弊害について個人情報保護法の改正案を検討していると聞きました。

(A 委員)

情報公開と表裏一体の問題で、非常に難しいところです。

(D 委員)

地域のコミュニティで問題となります。敬老会の通知についても、もらって嬉しい人もいれば迷惑に感じる人もいます。ケースバイケースでいかないといけません。

(A 委員)

個人情報を保護し過ぎるとコミュニティを壊すことにつながります。自治基本条例全体としては、コミュニティを育てたいという考えがあります。このあたりと矛盾してしまいます。個人情報の保護だけでなく、調和が難しいところです。「共助」をどう考えるか、とも絡みます。

(K 委員)

自治基本条例の規定としては、この要綱案の表現でいいと思います。別に定める条例の運用で対応していくべきことと思います。

(会長)

そうですね。では、次。「第15 地域コミュニティ」です。事務局からお願いします。

(事務局)

要綱案により、説明。

(会長)

この部分と個人情報の保護と相反するところがありますね。要綱案の考えはいいのではないのでしょうか。

(D 委員)

自治基本条例が施行されたら、「敬老会では自治会に名簿を出そうよ」という議論が起きるかもしれませんね。

(H 委員)

25の自治会は、市の下請けのようなことをやっています。敬老会の通知は、個人にはいきますが、自治会には名簿がない状態です。敬老会の運営にあたって、非常に苦労しました。

(B 委員)

敬老会では役所から直接通知がいく、ということでしたが、地域で暮らしている人は住民登録をしている人ばかりではないことに注意する必要があります。外国人の方や故郷に住民登録をしたまま別の地域で暮らしているお年寄りなどが考えられます。地域で日常的に顔を合わせていれば、自治会などで把握できる可能性はあります。役所でも把握できていない方もいるということです。

(L 委員)

老人ホームでは、敬老会の通知の来る人來ない人がいる、という話を耳にしたことがあります。

(B 委員)

特別養護老人ホームも居住地にはなりません。

(E 委員)

賃貸マンションが増えましたが、こういったところに住む方は自治会に入らない人が多いです。

(D 委員)

表現としては、要綱案の説明書きにある表現がいいように思います。つまり、「地域コミュニティは、市民が互いに助け合い、地域の課題に自ら取り組むことを目指し自主的に形成されるものであり、こうした、地域コミュニティを守り育てていかなければならない」という表現です。

(H 委員)

確かに分かりやすいですね。これを箇条書きにすると、要綱案のほうに3項立てになるということではないのでしょうか。

(A 委員)

要綱案の説明書きの表現でもいいかもしれません。

(H 委員)

「市議会及び行政機関は」と入ると仰々しい感じを受けます。説明書きの表現で十分理解はできます。

(M 委員)

説明書きの言葉は2つの内容を含んでいると思います。それは、「自主的に形成される」と「守り育てる」ことです。誰が守り育てるのか、を明確にするとすれば、2文になると思います。

(D 委員)

本当は、コミュニティを守り育てていくのは、市民・市議会・行政機関。みんなです。誰か、ということではないと思います。

(K 委員)

確かにきちんとした文にするとしたら、後半は主語がなくなりますね。

(会長)

説明書きの表現を基本にする、ということで次にいきたいと思います。「第16 市民等の参加」。事務局、お願いします。

(事務局)

要綱案により、説明。

(会長)

何かありますか。

(D 委員)

重要な条例の制定又は改廃は市議会の仕事です。ここの整理はどうなるのでしょうか。

(A 委員)

具体的に考えると難しい面があります。「行政機関は、広く市民等が参加できる機会の整備に努めるものとする。」だけでも十分ではないでしょうか。「努める」中身は別としても。「まちづくりに関する重要な条例の制定又は改廃にあたっては、市民等の参加を図るものとする。」と「まちづくりに関する計画の策定・実施・評価及び見直しの各段階において、市民等の参加を図るよう努めるものとする。」を加えることによって、実際との乖離が生じてしまいます。「機会を整備する」程度でよいのではないのでしょうか。

(J 委員)

自治基本条例は、まさに「計画の策定・実施・評価及び見直しの各段階において市民等が参加する」この文言に該当するものだと思います。心としては、あってよい規定だと思います。

(A 委員)

気になるのは、制定・改廃や評価といった具体的なことを入れずに「機会の整備」で全て含むのではないかということです。「基本条例」ですから、あまり具体的なことをうたう必要はないように思います。

(K 委員)

「まちづくりに関する計画の策定・実施・評価及び見直しの各段階において、市民等の参加を図るよう努めるものとする。」を規定しておくことは重要と思います。最終段階でパブリックコメントをやってアライバイを作る、ということ防止の意味があります。「まちづくりに関する」という大きな表現なので、

がんじがらめにはならないと思います。

(B 委員)

行政手続条例にパブリックコメントを入れた改正は行っていますか。

(事務局)

行っていません。自治基本条例の制定を待って、整理したいと考えています。

(M 委員)

漠然とした規定では市民はわかりませんよ。したがって、「機会の整備」以外の2つの規定もしておくべきだと思います。特に、「策定・実施・評価及び見直しの各段階における市民等の参加」は重要です。実施には皆さんよく参加していますが、策定・評価・見直しにも参加できる、ということは新しいメッセージだと思います。この程度のことは書いておいていいのではないのでしょうか。

(D 委員)

「市民等の参加を図るものとする」と断言しています。議員が自主的に立法しようとした時、市民のことを考えてやる場合には必ず市民参加をしないとイケないこととなりますが、議員を選んだのは、市民です。ここをどう整理するかが課題だと思います。

(M 委員)

条例を決議するのは議会です。その過程で市民も意見を言えるということだと思います。

(D 委員)

そういうことだと議員立法はなくなってしまうと思います。議員は、市民の意見を聞いて提案を行っていると思います。

(A 委員)

代議制ですから、あまり縛ってしまうのはよくないと思います。

(K 委員)

ちょっと言葉足らずではありますが。これをどう表現するかです。「意見を聞く機会」とするか…。整理は必要です。

(M 委員)

例えば、この策定委員会での審議の内容はホームページ等で公開されます。議会ではそれを参考にしてほしい、ということです。

(D 委員)

このような条例は、悪意に解釈されることも想定して考えないといけません。全員が善意の人ばかりではないからです。

(事務局)

条例を守る立場の市職員としては、守りにくい表現だという印象はあります。よって、末尾を中心に、ここの表現は再考したいと思います。

(A 委員)

「行政機関は、広く市民等が参加できる機会の整備に努めるものとする。」以外の規定はいらないと思います。

(D 委員)

「重要な条例」の「重要」は誰が決めるのでしょうか。悪意に解釈する人もいます。

(A 委員)

そのあたりも含めて、「機会の整備」だけで事足りるのではないかと申し上げています。誰が市民等の参加を図って努めるのか、色々な解釈ができるものは避けたほうがいいでしょう。

(B 委員)

「行政機関は、広く市民等が参加できる機会の整備に努めるものとする。」はある意味、漠然とした規定です。2つ目の項に条例、3つ目の項に計画、という作りになっています。2つ目は、首長提案の条例を念頭に置いた表現と思います。これからの時代では議員立法が重要になり、また議員立法がますます増えることになるかと想定されます。こういったことを考えると、議員を縛ることになるのでは、と懸念されます。3つ目は、外部評価の規定を作らないと責められる、ということも生じます。ここまで踏み込んで表現していいか、という判断は必要だと思います。そういう意味で全体を網羅している「行政機関は、広く市民等が参加できる機会の整備に努めるものとする。」の規定だけでとどめるとということも十分に理解できます。

(K 委員)

3つ目は、「努めるものとする」と努力規定になっているのでよいと思います。

(A 委員)

しかし、誰が努めるのか、という問題はあります。

(K 委員)

主語は入れないといけないと思います。

(M 委員)

講座を企画した場合、その反省会で次年度の改善を話し合うのも評価だと思いますが、2月・3月に反省会をしても、市の計画は予算要求の関係で11月頃には出来ており、意味がありません。「必ず、評価・見直しをしてね」と市民から言ってもよいと思います。

(A 委員)

ここでは、「まちづくりの計画」と言っています。講座の反省会等の話をしているわけではありません。

誰が努力するか、は大きな問題です。参加を用意するのは行政機関と考えられます。何かやらないとすべて責められることになります。

(M 委員)

「計画」を大きくとらえるか小さくとらえるか、の問題だと思います。講座も計画ではないでしょうか。

(D 委員)

個別のものではなく、大きくまちづくりと言っています。

(M 委員)

事業も計画ではないでしょうか。

(A 委員)

「行政機関は、広く市民等が参加できる機会の整備に努めるものとする。」は主語が書いてあります。「機会の整備」で全体を説明できる、と申し上げて

います。ここが一番大事です。個別にしていくと普遍性がなくなってきます。実効性がなくなってしまうということです。2つ目、3つ目の項目とも主語は行政機関だと思われれます。そうすると、常に「怠慢である」と非難されてしまいます。

(M 委員)

3つ目の項は、努力項目になっているのでよいのではないのでしょうか。例えば、自治基本条例策定の過程でワークショップも行っています。この規定は、計画・実施・評価で市民参加を行おうということの目玉です。この規定は、自治基本条例の目玉だと思います。

(事務局)

鎌ヶ谷市では、従来から市民参加を進めてきています。「努める」ことはずっと行ってきています。「参加の機会を整備する」という規定でも十分に市民参加を行っていきえると考えます。できれば多くの委員の皆さんの意見をお伺いしたいと思います。

(B 委員)

最終的にまとまる形として、要綱案に付帯の文章がつくのかどうか、これは別にしても、策定委員会でこれだけの議論があれば、事務局で個別に付帯の説明を行っていただければと思います。

(K 委員)

「定義」のところで、参加に「主体的」という内容を入れるとすれば、要綱案の1つ目の項目だけでいいと思います。「参加」は従来、行政が主体となって市民に呼びかけ、市民は呼びかけや求めに応じて意見を出しあるいは既に準備され用意されたテーマに対し発言する、というイメージでした。しかし、「定義」で「主体的」ということを「参加」に含めればいいと思います。

(B 委員)

「参加」には、やはり「呼びかけに応じて」というイメージがありますか。

(K 委員)

やはり、あります。参加から参画へという流れはあると思います。ワークショップでは、「参画」という言葉にこだわりがありました。言葉はどちらでもいいと思います。自治基本条例の「参加」を定義すれば、2～3つ目の項は外してもいいと思います。

(L 委員)

「協働の原則」にさらに大きい意味が書いてあるので、それでいいと思います。「市民等が」を主語にして、「参加できる」としてもいいと思います。

(A 委員)

整理できていない部分があり、まだまだ整理が必要ですね。

(D 委員)

1箇所の表現にこだわって、全体を否定されてしまうことを恐れています。

(J 委員)

参加の定義づけがあればいいとおもいます。2～3つ目の項を規定して、これを義務付けると行政の円滑な推進が妨げられる恐れもあります。しかし、他市ではこれを規定しているところもあります。この規定をしっかりとできるかど

うかは、その市の市民と行政との距離の問題です。個人的には円滑さが妨げられるのであれば、1つ目の項目だけでいいと思います。計画・実施・評価及び見直しにおける市民参加は、もっと熟成されてから改正してもいいと思います。

(K 委員)

それでいいのではないのでしょうか。

(会長)

では、2～3つ目の項は削除、そして、「参加」に「主体的」を入れるということでもいいですか。

(M 委員)

ここでは、「まちづくり」という言葉を使っています。「自治行政」という言葉もあり、使い分けを明確にしてほしいと思います。

(事務局)

「まちづくり」は定義に考え方を示してあります。

(M 委員)

皆さんは2～3つ目の項を削除していいと言われますが、「評価」についても庁内体制が整ってきていると聞いていますので、これは載せておいたほうがいいと私は思います。

(E 委員)

1つ目の項を中心とすることでいいと思います。市民等が参加する義務をうたい、参加する側からの内容を規定してもいいと思います。

(会長)

今回の議論は、2～3つ目の項は削除することとしたいと思います。では、次。「第17 市民等との協働」です。事務局からお願いします。

(事務局)

要綱案により、説明。

(会長)

ここは1行で書いています。参加も1行になりましたから、バランスはとれていると思います。何か、ありますか。

(L 委員)

この箇所では1行ですが、第10で言いたいことが述べられており、構成上の問題かと思います。

(会長)

同じ考え方が繰り返し出てくるくらいはあります。どこかで削らないといけませんね。確かに第17も他との重複はあります。重複については後で確認しましょう。では、次にいきましょう。「第18 財政運営等」です。事務局からお願いします。

(事務局)

要綱案により、説明。

(会長)

何かありますか。

(D 委員)

要綱案を見てみると、具体的なことを書いているところと理念的なことを書

いているところがあり、項目によってまちまちです。基本的な考え方を示してあればいいと思います。

(H 委員)

財政の問題となると、ここに示された7項目のボリュームが必要なかもしれませんが、最初の2項目だけでも足りると思います。後半の5項目は当然のことです。

(I 委員)

健全であることと、公表すること、この2つだけでいいと思います。

(A 委員)

「公表」は重要ですね。財産は公表していますか。

(事務局)

広報等で公表しています。

(M 委員)

2つ目の項目には「財政運営」とあります。これは予算の編成と執行のことです。1つ目と2つ目の項は同じことではないですか。

(H 委員)

あえて「計画的な」とせずとも計画的に運営されていると思いますが…。

(事務局)

確かに文言については、重なるところもあり、2～3行にすることはできると思います。間違っている記載がないかどうか、議論いただければ、と思います。

(会長)

では、後で整理をお願いします。次、「第19 説明責任」。事務局からお願いします。

(事務局)

要綱案により、説明。

(会長)

「わかりやすく説明する」このことは難しいですよ。何か、ありますか。

(一同)

特に意見なし。

(会長)

なければ、次、「第20 会議の公開」。事務局からお願いします。

(事務局)

要綱案により、説明。

(会長)

何かありますか。

(一同)

特に意見なし。

(会長)

次、「第21 行政評価の実施等」。事務局からお願いします。

(事務局)

要綱案により、説明。

(A 委員)

評価機関をどうするか、は大きな問題です。評価は市長に責任があるというのはわかります。

(B 委員)

評価について、設置機関は色々ありますので、別に定めればよいと思います。評価するということをうたうことに意味があると思います。

(K 委員)

本日配布させていただいた私の資料の内容を提案いたします。この文言をすべてそのまま入れてほしいということではありません。「結果公表」と「市民が意見を述べる機会」は加えるべきだと思います。要綱案では実施しかありませんので。

(B 委員)

公表しない行政評価は考えられません。

(K 委員)

それでもあえて規定しておきたいと思います。

(事務局)

行政評価について、国では政策の評価に関する法があるので、これに基づいて行っています。また、行政評価では、結果の公表は含まれていますので、条例にうたった時に「これは当然のこと」とならないでしょうか。

(K 委員)

行政のプロから見るとそうかもしれませんが、市民から見ると、必ずしも公表・意見提出は当たり前ではありません。当たり前のことではありますが、入れておいていただいているのではないのでしょうか。

(事務局)

行政評価は、ほとんどの自治体で導入が進んでおります。条例は将来にわたって残りますので、規定が時代に合わなくなる懸念があります。

(B 委員)

ここでは、「施策」としているところが重要です。現在、全国の自治体では評価といえば、事務事業評価を主に行っています。しかし、まちづくりの視点からすると、事務事業評価ではわかりにくい面があります。例えば、生活道路がよくなっているのかどうか、は色々な部署が関わっていますので、「施策」でないとうわかりにくいわけです。したがって、まちづくりの視点では「施策」評価であることが重要です。市民にとって意味があるのは事務事業評価ではなく、施策評価です。施策はいくつかの事務事業が集まって成り立っています。

(事務局)

自治体では、「行政評価」という用語を使っていますが、その中で施策評価を行っているところは非常に少ないです。

(B 委員)

ここで、「施策」とすると最先端の規定になりますね。

(M 委員)

多くの条例は、市民が読んでいないと思います。自治基本条例は市民が読むことを想定していると私は思っています。そうであれば、市民がわかるように

してほしいと思います。行政評価が何か市民はわかりません。誰が読むのかを考えてほしいと思います。

(K 委員)

言葉は条例とは別に解説集があればいいと思います。公表と意見は、加えることが可能であれば要綱案に加えていただければと思います。施策評価を行う、ということの姿勢はとてもいいことだと思います。

(事務局)

評価指標を示して結果を公表し、意見を求めることは行政評価に含まれることだと思います。

(K 委員)

では、解説集で説明いただければいいと思います。

(会長)

次にいきましょう。「第 2 2 行政手続」。事務局からお願いします。

(事務局)

要綱案により、説明。

(会長)

何かありますか。

(一同)

特に意見なし。

(会長)

次、「第 2 3 苦情・要望等」。事務局からお願いします。

(事務局)

要綱案により、説明。

(A 委員)

「すぐやる課」のイメージがありますね。

(D 委員)

個人のエゴにも対応するのか、ということもあります。すべてに対応すると時間コストがかかり過ぎます。

(A 委員)

「苦情」は外していいのではないのでしょうか。

(B 委員)

「苦情」のイメージはどんなもののでしょうか。行政が行っていることに対するものなのでしょうか。それとも隣家の騒音等に対するものなのでしょうか。

(F 委員)

両方含めてです。

(事務局)

苦情は、ゼロにはなりません。隣家の騒音等の苦情は現にあります。とはいえ、行政は苦情に対応していることは現実です。

(K 委員)

現実はともかく、自治基本条例に「苦情」は入れなくていいのではないのでしょうか。

(F 委員)

「苦情」と入ると、個人間のものまで入る感じがします。

(J 委員)

「苦情」とすると何でも、この規定を盾に何でも要求できます。

(F 委員)

行政がやっていることへの苦情は、「意見・要望」として出てくると思います。強いて「苦情」としなくていいのではないのでしょうか。「苦情」というより「要望」と言えると思います。

(事務局)

例えば、「ゴミステーションが散らかっている」というような苦情には対応しなくてもいいということでしょうか。

(F 委員)

それは要望としてとらえればいいということです。個人的な苦情は受けなくていいということです。

(J 委員)

ゴミステーションを苦情としてとらえるのか、情報としてとらえるのかで違います。ここで「苦情」を外すというのは、「苦情」を逆手にとる人を想定してのことです。

(G 委員)

「苦情」ではなく、「要望」ととらえればいいと思います。

「迅速」という表現がありますが、予算や優先順位の問題もあり、迅速に対応できないこともあり、これは外したほうがいいと思います。

(D 委員)

自治基本条例は、目の前のゴミの話ではありません。

(J 委員)

むしろ、ゴミは自分で片付けよう、という方向ですよね。

(会長)

「苦情」と「迅速」を削除し、タイトルも「要望・提言等」とすることでもいいですね。

次、「第24 意見の募集と応答」。事務局からお願いします。

(事務局)

要綱案により、説明。

(会長)

何かありますか。

(一同)

特に意見なし。

(会長)

では、次。「第25 審議会等の委員」。事務局からお願いします。

(事務局)

要綱案により、説明。

(会長)

何かありますか。

(一同)

特に意見なし。

(会長)

では、「第26 住民投票」。事務局からお願いします。

(事務局)

要綱案により、説明。

(A 委員)

「重要な事項」とすると、議会で現在扱っているものは全て重要な事項となります。したがって、「特に」重要な事項としたほうがいいと思います。

(K 委員)

安易に住民投票が乱発されても困りますね。

(会長)

では、次。「第27 内外との連携」です。事務局からお願いします。

(事務局)

要綱案により、説明。

(A 委員)

2つ目の項は、ある意味では重複しますが、あっても毒にはなりません。

(M 委員)

内外の外とは何ですか。

(事務局)

外とは市外で海外も含みます。

(M 委員)

「他の自治体」で十分ではないでしょうか。

(会長)

特に、変更はなしということで、次にいきましょう。「第28 条例の位置づけ」と「第29 改正」。これは、以前に議論しましたね。「改正」は他の条例と一緒にいうことで必要なくなるということでした。これで一通り見てきたわけですが、何かありますか。

(C 委員)

「内外との連携」で、「内外」ということであれば「共通する課題の解決を図るため」と限定しなくてもいいと思います。我が市の課題だけでも他と相談することがあってもいいとおもいます。幅広く連携をとるという趣旨です。

(会長)

では、「諸問題」「諸課題」などの表現で整理したいと思います。

(K 委員)

「住民投票」で、主語を省いたということです。「～できる」とあれば、やはり主語がないとまずいと思います。「市長は」と書いて間違いではないと思います。

(事務局)

確かに執行は市長です。しかし、住民投票を行う発議をするのは誰か、といった課題もございます。「市長」とうたってしまうと誤解されないか、という疑問が残ります。

(K 委員)

この文言は手続的だから「市長」としていいのではないのでしょうか。

(事務局)

手続は、別に定める条例で定めるものと思います。市長が住民投票を発議できるのか、ということ自体に議論があります。

(G 委員)

そういった部分は、別に定める条例で定めればよいと思います。

(A 委員)

住民投票ができる、ことだけ定めればよいと思います。

(B 委員)

執行の責任者が市長であることは確かです。自治基本条例では、鎌ヶ谷市が団体として住民投票をできることだけ規定できればよいと思います。

(L 委員)

要綱案で出てきている住民投票の規定は3項目です。住民投票の請求に要する数を総数の50分の1にするとか3分の1にするとか、そういったことを一般の市民は理解できません。このあたりは、補足説明書に出てくるということによいのでしょうか。

(A 委員)

そのあたりは、住民投票条例の際に議論すればいいことです。住民投票条例を制定する際の議論までここで縛る必要はないと思います。

(L 委員)

ここで想定しているのは、常設型ですか個別型ですか。

(A 委員)

それも住民投票条例で議論することです。

・ 次回の会議日程

第6回会議は、3月14日（火）18：30からとなった。

これまでの議論を踏まえて、要綱案を整理したものを議論する。

5 閉 会 芹澤会長

以上で会議は終了した。